

○右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について

(平成 22 年 8 月 4 日島交規乙第 458 号県警察本部長通達)

最近の交通情勢にかんがみ、道路交通のより一層の安全と円滑を図るため、別添のとおり「右折矢印信号現示による制御に関する運用指針」を制定し、平成 22 年 8 月 4 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

また、歩車分離式信号に関する指針の制定について（平成 22 年 8 月 4 日島交規乙第 457 号本部長通達）の別添第 1 の 3 の(3)及び(4)に示す右折車両を分離する場合にあって、右折矢印信号現示による制御を運用する際にもこの指針によることとする。

別添

右折矢印信号現示による制御に関する運用指針

第 1 通則

1 趣旨

この指針は、道路交通のより一層の安全と円滑を図るため、右折矢印信号現示による制御を導入して運用する場合の一般的配慮事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この指針における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 右折矢印信号現示

矢印交通信号灯器（以下「矢印灯器」という。）を用いて右折交通流に対して制御する信号現示をいう。

(2) 全赤信号

交差点に滞留している右折車両等を通過させるために黄信号の直後にすべての信号現示が赤信号となる時間帯をいう。

(3) クリアランス時間

交差点内の車両を一掃するために必要な時間をいい、黄信号表示時間と全赤信号表示時間の和をいう。

第 2 一般的事項

1 右折矢印信号機の設置場所

十字路交差点等において右折需要が多く青信号表示では^{きぼ}捌くことができない場合又は右折車両と対向直進車両等の衝突事故を防止するために直進・左折と分けて右折車両を^{きぼ}捌く必要が高い場合で、右折専用車線又は右折待ち車両が滞留できる車線幅員があるときに設置すること。

2 右折矢印信号機の設置条件

(1) 歩行者用信号灯器の設置

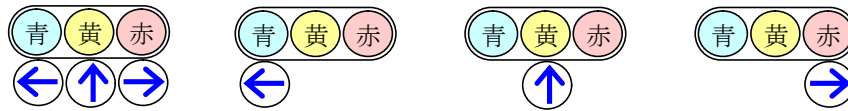
右折矢印信号機を設置する場合においては、右折矢印信号現示により進行する車両と右折先の横断歩行者との交錯を防ぐため、歩行者用交通信号灯器（以下「歩行者用灯器」という。）を必ず設置すること。

(2) 矢印灯器の配置

矢印灯器の配列は、運転者が進行方向を見誤らないため、原則として次のとおりとすること。

ア 横型灯器の場合

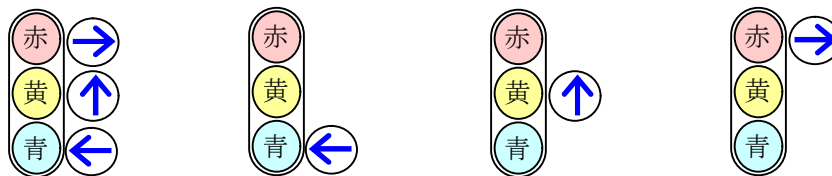
左折矢印は青色の灯器の下に、直進の矢印は黄色の灯器の下に、また、右折矢印は赤色の灯器の下に、次の図に示すとおり、それぞれ設置すること。



横型灯器の配置

イ 縦型灯器の場合

左折矢印は青色の灯器の右に、直進の矢印は黄色の灯器の右に、また、右折矢印は赤色の灯器の右に、次の図に示すとおり、それぞれ設置すること。



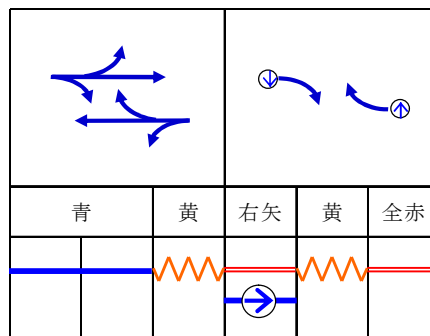
縦型灯器の配置

3 右折矢印信号現示

(1) 右折矢印信号の表示

ア 青信号表示に続けて右折矢印を表示する場合は、次の図に示すとおり、黄色信号表示後、赤信号表示開始と同時に矢印の表示を開始すること。

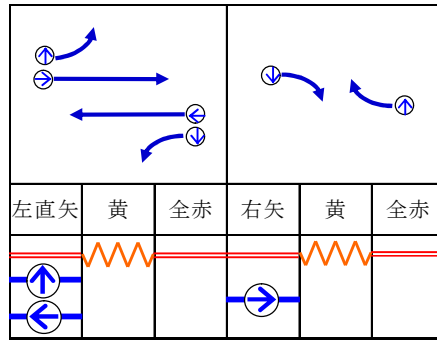
また、右折矢印表示の終了時には、黄色信号を表示した後、全赤信号を表示すること。



青信号表示時の右折矢印

イ 直進、左折矢印に続けて右折矢印を表示する場合は、次の図に示すとおり、黄色信号表示後、全赤信号を表示し、その後、右折矢印を表示すること。

また、右折矢印表示の終了時には、黄色信号を表示した後、全赤信号を表示すること。ただし、直進・左折矢印表示後の黄色信号表示さらに全赤信号表示に対して、漫然と長いクリアランス時間を計上することは直進、左折車の信号無視、右折車の思い込み発進等を誘発するおそれがあることから、運用に留意すること。



直進、左折矢印表示時の右折矢印

- (2) 右折矢印表示時間帯は、右折先の横断歩道を対象とした歩行者用灯器を赤信号表示すること。

第3 運用上の留意事項

この指針に基づく運用に当たって、現に運用しているものについて変更する必要がある箇所においては、逐次変更することとする。